

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム 移行準備期間中に新規登録申請を行う際の手続について

1. 主旨

平成 27 年 3 月 27 日に公布された「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（以下「改正共同省令」という。）の施行（平成 27 年 4 月 1 日）に伴い、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（以下「システム」という。）を改修します。

これに伴い、平成 27 年 4 月 1 日から約 1 ヶ月間は、システムを利用しない登録申請手続を行っていただくこととなりますので、以下をご確認の上、必要な対応を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

2. システムの改修と登録申請手続き等について（別紙を参照）

(1) 改修の時期と内容

今般改正される共同省令別記様式第一号別紙（以下「新様式」という。）に対応するため、現行システムの改修を行います。現行システムの改修の完了時期は平成 27 年 5 月上旬を予定しております。（改修の完了時期が確定した際には、別途お知らせします。）

改修後システムにおいては、改正前の共同省令別記様式第一号別紙（以下「旧様式」という。）に対応した機能（以下「旧様式機能」という。）の一部と、新様式に対応した機能（以下「新様式機能」という。）が並行して稼働します。

(2) 改修後システムへの移行までの期間における登録申請の取扱い

改正共同省令が施行される平成 27 年 4 月 1 日から改修後システムへの移行が行われる平成 27 年 5 月上旬までの期間（以下「移行準備期間」という。）においては、旧様式機能のうち、変更届出に係る部分は稼働しますが、システムの利用による新様式への情報入力及び新様式の出力はできません。そのため、移行準備期間において登録事業者が新規に住宅の登録申請を行おうとする場合は、登録事業者はシステムで公開する新様式をダウンロードし、必要事項を直接記載して登録主体に提出することにより、登録申請を行っていただくこととなります。改正共同省令施行日以後は、旧様式を利用した登録申請は不可能となります。ただし、地方公共団体向け管理システムにおいて、平成 27 年 3 月 31 日以前に登録申請を行った物件の旧様式を利用した登録申請情報の修正、承認は従来どおり可能です。

(3) 改修後システムへの移行時における登録情報等の取扱い

改修後システムへの移行時は、既に現行システムを用いて登録済みの登録情報及び登録申請中の情報については、改修後システムの旧様式機能に自動的に移行されるため、公共団体や登録事業者等による特別な手続きは不要です。

ただし、移行準備期間中においてシステムを利用せずに新規に登録申請を行った物件については、登録申請とは別に、改修後システムへの移行後速やかに、登録事業者による改修後システムへの登録情報の入力と、地方公共団体等のご担当者によるシステム上の手続きが必要となりますのでご注意ください。

(4) 改正共同省令施行日以後における変更届出の取扱い

改正共同省令施行日よりも前に登録申請が行われたサービス付き高齢者向け住宅について、登録した住宅情報に変更が生じた際には、旧様式に基づいて変更届出を行う必要があります。その住宅に係るシステム上の操作時においては、旧様式機能のうち、変更届出に係る機能のみを利用可能とします。

同様に、改正共同省令施行日以後に登録申請が行われたサービス付き高齢者向け住宅について、登録した住宅情報に変更が生じた際には、新様式に基づいて変更届出を行う必要があります。

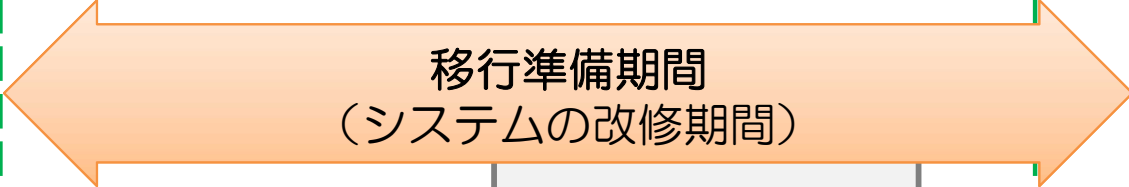
3. 登録事業者等への周知について

改正共同省令の公布日以後、「2. システムの改修と登録申請手続き等について」の内容については、必要に応じて貴管下の登録事業者等（登録事業者、登録申請中の者及び登録の事前相談中の者をいう。）に対し、ホームページへの掲載、登録窓口での縦覧などの方法により周知をお願いします。（特に、改正共同省令施行日の前後に登録申請を行う事業者及び登録申請に係る事前相談中の事業者に対しては、周知の徹底をお願いします。）

以上

平成27年4月1日
施行

同年5月上旬（予定）
改修後システムへの移行



現行システム

改修後システム

旧様式機能
(新規申請)

~~旧様式機能
(新規申請)~~

~~旧様式機能
(新規申請)~~

・3月31日で新規登録申請の受付を終了
(4月1日より新規アカウントの登録を停止)

※3月31日以前に登録申請を行った住宅情報の修正等は可能

旧様式機能
(変更届出)

旧様式機能
(変更届出)

旧様式機能
(変更届出)

・旧様式での変更届出は改修後も継続
・但し、3月31日までの登録申請分のみ

Excel版
新様式

・新様式の公布後、システム上でExcel版の新様式を公開
・4月1日より、Excel版新様式での新規登録申請の受付を開始
・改修後システムの公開後、システムに登録（入力）

新様式機能
(新規申請)

Excel版
変更届出
様式

新様式機能
(変更届出)